

# 二世帯住宅にお住いの皆様へ 相続税節税対策のアドバイス!



ご存知ですか？

土地の評価を80%も  
減額可能な特例規定  
があります。

でも、平成26年1月1日以降  
税制改正により、**区分登記**  
されている**二世帯住宅**に対  
し、特例規定の適用が難し  
くなりました。

小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）

被相続人が住んでいた宅地等で、一定の要件を満たす親族等が相続等によりその宅地等を取得した場合には、一定の面積を限度とし、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その宅地等の価額に20%を乗じて計算した金額とする。



だけど、ご安心下さい！

これからも、**土地の評価を80%減額可能な  
節税方法**をご提案致します。

無料相談ダイヤル

☎ 03-3902-1200

まずはお気軽にお電話下さい。

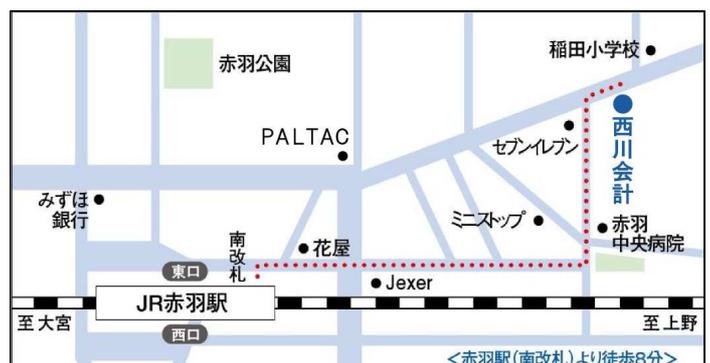
〒115-0044

東京都北区赤羽南2-4-15

税理士法人 西川会計

資産税事業部

担当 佐々木



赤羽駅南改札より徒歩7分です。